



埼玉県報

第2165号

平成22年3月12日

金曜日

目次

規則

- [規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則を廃止する規則\(文書課\)](#)
- [民生委員法施行細則を廃止する規則\(社会福祉課\)](#)
- [公益質屋法施行細則を廃止する規則\(社会福祉課\)](#)
- [知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県畑作深耕用トラクター管理規則を廃止する規則\(農業支援課\)](#)
- [地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第二条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める規則を廃止する規則\(用地課\)](#)
- [住宅組合法施行細則を廃止する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)
- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

訓令

- [公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令の制定\(文書課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [県告示「告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いについて」の廃止\(文書課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [志木都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [介護保険法によるサービス提供事業者の指定\(介護保険課\)](#)
- [介護保険法によるサービス提供事業者の廃止の届出\(介護保険課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [九郷阿保領用土地改良区の役員退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する公告\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [桶川都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [行田都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画事業鷺宮町西大輪特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [志木都市計画事業西原特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)

- [県道和光志木線の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま菖蒲線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道川越栗橋線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道川越栗橋線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鴻巣線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道日高川島線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十五号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [技能教育のための施設の指定\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)
- [平成十四年埼玉県公安委員会告示第三百二十一号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提示日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部改正\(警務課\)](#)
- [平成二十二年三月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等\(選挙管理委員会\)](#)

規則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七号

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則を廃止する規則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（昭和五十三年埼玉県規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

民生委員法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

民生委員法施行細則を廃止する規則

民生委員法施行細則（昭和二十三年埼玉県規則第四十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

公益質屋法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

公益質屋法施行細則を廃止する規則

公益質屋法施行細則（昭和二年埼玉県令第五十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十号

知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県畑作深耕用トラクター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

埼玉県畑作深耕用トラクター管理規則を廃止する規則

埼玉県畑作深耕用トラクター管理規則（昭和三十六年埼玉県規則第十一号）は廃止する。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

規 則

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第二条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第二条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める規則を廃止する規則

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第二条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める規則（平成十五年埼玉県規則第二十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

住宅組合法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

住宅組合法施行細則を廃止する規則

住宅組合法施行細則（大正十年埼玉県令第六十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十四号

埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

埼玉県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成十三年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「さいたま市」を「さいたま市浦和区」に、「県土整備部住宅課」を「都市整備部住宅課」に改める。

第四条中「第三条」を削り、「並びに一月二日から四日まで及び十二月二十八日から三十一日まで」を「及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月12日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第 2 号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 加須警察署の項を次のように改める。

加 須 警 察 署	加 須 駅 前 交 番	加 須 市
	騎 西 交 番	
	北 川 辺 交 番	
	花 崎 交 番	

別表第 1 久喜警察署の項及び幸手警察署の項を次のように改める。

久 喜 警 察 署	太 田 交 番	久 喜 市
	久 喜 駅 西 口 交 番	
	久 喜 駅 東 口 交 番	
	菖 蒲 交 番	
	東 鷲 宮 駅 前 交 番	
	鷲 宮 交 番	
	白 岡 駅 前 交 番	南 埼 玉 郡 白 岡 町
	新 白 岡 駅 前 交 番	
幸 手 警 察 署	栗 橋 交 番	久 喜 市
	南 栗 橋 交 番	幸 手 市
	幸 手 駅 前 交 番	
	幸 手 東 交 番	

別表第2加須警察署の項を次のように改める。

加 須 警 察 署	大	越 駐 在 所	加 須 市
	元	和 駐 在 所	
	志	多 見 駐 在 所	
	原	道 駐 在 所	
		東 駐 在 所	

別表第2久喜警察署の項を次のように改める。

久 喜 警 察 署	小	林 駐 在 所	久 喜 市
	清	久 駐 在 所	
	下	野 田 駐 在 所	南 埼 玉 郡 白 岡 町

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平22年 3 月12日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「(7)から(9)」を「(8)から(10)」に改める。

第 2 条の 4 の見出しを「（運転免許本部）」に改め、同条中「運転免許センター」を「運転免許本部」に改める。

第17条第 7 号中「家出人等」を「行方不明者等」に改める。

第36条第 1 項中「運転免許センター」を「運転免許本部」に改め、同条第 2 項中「運転免許センター」を「運転免許本部」に、「運転教育課」を「運転管理課」に改める。

第38条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第43条第 5 号中「運転免許センター」を「運転免許本部」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「運転免許センター」を「運転免許本部」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 運転者に対する講習に関すること。

第44条の見出しを「（運転管理課）」に改め、同条中「運転教育課」を「運転管理課」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 交通反則通告センターに関すること。

第63条の次に次の 1 条を加える。

（交通反則通告センター）

第63条の 2 運転管理課に交通反則通告センターを附置する。

2 交通反則通告センターにおいては、交通反則事件及び交通法令違反事件の処理に関する事務をつかさどる。

第66条の 3 の見出しを「（運転免許本部長）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中

「運転免許センター長」を「運転免許本部長」に改め、同条第3項中「運転免許センター長」を「運転免許本部長」に、「運転免許センター」を「運転免許本部」に改める。

第86条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 担当警察署の区域における警察活動の計画及びその実施に関すること（課等と調整したものに限る。）。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第一号

本
庁
地
域
機
関

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令（昭和五十三年埼玉県訓令第五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とも にステップ
- 三 代表者の氏名
益子 祐二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市松江六丁目八番地二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、草加市を中心とした近隣の市町村に住む障害児とその親に対し、子どもを預かり発達を促すとともに、親が安心して預けられる場の提供と地域の中での子育て支援を目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エリアマネジメント北鴻巣
- 三 代表者の氏名
木村 忠彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市箕田六一六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、まちなみ景観の維持管理・運営を通して、持続可能なまちづくり、地域の文化芸術の振興・まちなみ環境の保全・地域の安全・地域経済の発展を促し、周辺地域も含めた地域全体の持続的な発展に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十号

ときがわ町及び神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
ときがわ町	平成二十一年度	地籍図 七十八枚 地籍簿 一冊	田黒一（大字田黒の一部）	平成二十二年三月八日
神川町	平成二十一年度	地籍図 二十五枚 地籍簿 一冊	阿久原三―三（大字上阿久原の一部）	平成二十二年三月八日

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

昭和五十三年埼玉県告示第四百四号（告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いについて）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人環境保全協会
- 三 代表者の氏名
正清 太一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区岸町一丁目九番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、諸施設に対し、食品残滓の再資源化装置の普及と排出物の再利用を促進する活動を主な目的とし、併せて点字入名刺の普及、作成事業による福祉の増進を図る活動を行う。

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第五十三条第一項本文の規定により、次の者をサービス提供事業者として指定した。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	事業所名称 (施設名称)	事業所所在地 (施設所在地)	サービスの種類	事業者名称又は氏名 (開設者名称又は氏名)	指定年月日
1163190071	なでしこ訪問看護ステーション	埼玉県熊谷市美土里町二丁目78番地オフィスHOROWATA201号室	介護予防居宅療養管理指導	有限会社HOROWATA	H22.1.1
1163190071	なでしこ訪問看護ステーション	埼玉県熊谷市美土里町二丁目78番地オフィスHOROWATA201号室	居宅療養管理指導	有限会社HOROWATA	H22.1.1
1170402554	ニチイケアセンター新河岸	埼玉県川越市砂新田2546-1 ロジューマン川越砂新田 1階	居宅介護支援	株式会社ニチイ学館	H22.1.1
1170402778	ケアステーション ぱれっと	埼玉県川越市笠幡32番地3	訪問介護	株式会社彩	H22.1.1
1170402778	ケアステーション ぱれっと	埼玉県川越市笠幡32番地3	介護予防訪問介護	株式会社彩	H22.1.1
1170801854	デイサービスやまぶきの里	埼玉県越谷市相模町五丁目228番地4	介護予防通所介護	株式会社ダイモンサービス	H22.1.1
1172200345	コスモ福祉用具事業所	埼玉県志木市柏町四丁目4番9号 アクティブビル3F	特定福祉用具販売	株式会社コスモ	H22.1.1
1172200345	コスモ福祉用具事業所	埼玉県志木市柏町四丁目4番9号 アクティブビル3F	特定介護予防福祉用具販売	株式会社コスモ	H22.1.1
1172503078	ニチイケアセンター北秋津	埼玉県所沢市北秋津778-49 粕谷ビル1階	居宅介護支援	株式会社ニチイ学館	H22.1.1

1172701227	ニチイケアセンター狭山西	埼玉県狭山市入間川 1 - 7 - 2 シティパル狭山201	介護予防訪問入浴介護	株式会社ニチイ学館	H22.1.1
1172701227	ニチイケアセンター狭山西	埼玉県狭山市入間川 1 - 7 - 2 シティパル狭山201	訪問入浴介護	株式会社ニチイ学館	H22.1.1
1173102136	訪問介護ステーション けいわ	埼玉県熊谷市新堀 9 0 9 番地 2	訪問介護	株式会社敬和	H22.1.1
1173102136	訪問介護ステーション けいわ	埼玉県熊谷市新堀 9 0 9 番地 2	介護予防訪問介護	株式会社敬和	H22.1.1
1173102144	はなぶさ苑東部居宅介護支援事業所	埼玉県熊谷市戸出 1 9 0 番 3	居宅介護支援	社会福祉法人熊谷福祉会	H22.1.1
1173300748	あるとけあ居宅介護支援事業所	埼玉県東松山市箭弓町 1 - 6 - 1 5 東松山 F T 駅前ビル 2 階	居宅介護支援	合同会社アイモスト	H22.1.1
1173300755	介護支援センター 心	埼玉県東松山市殿山町 2 3 番地 1 8	居宅介護支援	株式会社誠	H22.1.1
1173300763	デイハウス 心	埼玉県東松山市殿山町 2 3 番地 1 8	介護予防通所介護	株式会社誠	H22.1.1
1173300763	デイハウス 心	埼玉県東松山市殿山町 2 3 番地 1 8	通所介護	株式会社誠	H22.1.1
1173300771	居宅介護支援事業所 ترامスソーシャルサポート	埼玉県東松山市白山台 2 4 番地 2 0	居宅介護支援	ترامスソーシャルサポート合資会社	H22.1.1
1175200623	トミオ桶川訪問介護事業所	埼玉県桶川市鴨川一丁目 4 5 6 番 3	介護予防訪問介護	株式会社トミオ	H22.1.1

1175200623	トミオ桶川訪問介護事業所	埼玉県桶川市鴨川一丁目 456番3	訪問介護	株式会社トミオ	H22.1.1
1175200631	トミオ桶川居宅介護支援事業所	埼玉県桶川市鴨川一丁目 456番3	居宅介護支援	株式会社トミオ	H22.1.1
1176100640	株式会社椿	埼玉県幸手市南3-14- 14	居宅介護支援	株式会社椿	H22.1.1
1176100657	株式会社椿	埼玉県幸手市南3-14- 14	訪問介護	株式会社椿	H22.1.1
1176100657	株式会社椿	埼玉県幸手市南3-14- 14	介護予防訪問介護	株式会社椿	H22.1.1
1166390033	あさひヶ丘訪問看護ステーション	埼玉県日高市森戸新田99 番地1	介護予防訪問看護	医療法人積仁会	H22.2.1
1166390033	あさひヶ丘訪問看護ステーション	埼玉県日高市森戸新田99 番地1	訪問看護	医療法人積仁会	H22.2.1
1170204356	デイサービス本舗 川口	埼玉県川口市安行領根岸 1110	介護予防通所介護	株式会社ハートフルサポート	H22.2.1
1170204356	デイサービス本舗 川口	埼玉県川口市安行領根岸 1110	通所介護	株式会社ハートフルサポート	H22.2.1
1170402786	きらめきリハビリデイサービス	埼玉県川越市霞ヶ関東1丁目 2-3	介護予防通所介護	株式会社メディウエルズ	H22.2.1
1170402786	きらめきリハビリデイサービス	埼玉県川越市霞ヶ関東1丁目 2-3	通所介護	株式会社メディウエルズ	H22.2.1

1170402794	ケアプランあかね倶楽部	埼玉県川越市下赤坂大野原 558-5	居宅介護支援	有限会社ハッピークオリテ ィ	H22.2.1
1170402802	居宅介護支援事業所ぷらす	埼玉県川越市南台2丁目4 番11 大松プラザビル2 階	居宅介護支援	特定非営利活動法人ぷらす	H22.2.1
1170601908	あずみ苑ラ・テラス庄和	埼玉県春日部市西金野井1 78-2	介護予防訪問介護	株式会社レオパレス21	H22.2.1
1170601908	あずみ苑ラ・テラス庄和	埼玉県春日部市西金野井1 78-2	訪問介護	株式会社レオパレス21	H22.2.1
1170601916	医療法人社団嬉泉会 春日 部きせん居宅介護支援事業 所	埼玉県春日部市中央一丁目 53番17号 春日部嬉泉 病院別館1階	居宅介護支援	医療法人社団嬉泉会	H22.2.1
1171200866	ニチイケアセンター三郷	埼玉県三郷市谷口212番 地 堀切マンション101 号室	介護予防訪問介護	株式会社ニチイ学館	H22.2.1
1171200866	ニチイケアセンター三郷	埼玉県三郷市谷口212番 地 堀切マンション101 号室	訪問介護	株式会社ニチイ学館	H22.2.1
1171601360	リハヴィレッジ上尾	埼玉県上尾市菅谷1-24	介護予防通所介護	株式会社リハヴィレッジ	H22.2.1
1171601360	リハヴィレッジ上尾	埼玉県上尾市菅谷1-24	通所介護	株式会社リハヴィレッジ	H22.2.1
1171700774	マリ子の家デイサービスセ ンター	埼玉県鴻巣市宮地5-14 -14	介護予防通所介護	株式会社ファミリー	H22.2.1

1171700774	マリ子の家デイサービスセンター	埼玉県鴻巣市宮地 5 - 1 4 - 1 4	通所介護	株式会社ファミリー	H22.2.1
1172200345	コスモ福祉用具事業所	埼玉県志木市柏町四丁目 4 番 9 号 アクティブビル 3 F	介護予防福祉用具貸与	株式会社コスモ	H22.2.1
1172200345	コスモ福祉用具事業所	埼玉県志木市柏町四丁目 4 番 9 号 アクティブビル 3 F	福祉用具貸与	株式会社コスモ	H22.2.1
1172300558	リーシェガーデン和光 ケ アプランセンター	埼玉県和光市丸山台 2 - 1 1 - 1	居宅介護支援	株式会社東日本福祉経営サ ービス	H22.2.1
1172300566	リーシェガーデン和光 デ イサービスセンター	埼玉県和光市丸山台 2 - 1 1 - 1	介護予防通所介護	株式会社東日本福祉経営サ ービス	H22.2.1
1172300566	リーシェガーデン和光 デ イサービスセンター	埼玉県和光市丸山台 2 - 1 1 - 1	通所介護	株式会社東日本福祉経営サ ービス	H22.2.1
1172300574	リーシェガーデン和光 訪 問介護ステーション	埼玉県和光市丸山台 2 - 1 1 - 1	介護予防訪問介護	株式会社東日本福祉経営サ ービス	H22.2.1
1172300574	リーシェガーデン和光 訪 問介護ステーション	埼玉県和光市丸山台 2 - 1 1 - 1	訪問介護	株式会社東日本福祉経営サ ービス	H22.2.1
1172503201	デイサービスセンターわか さ	埼玉県所沢市若狭 1 丁目 2 9 3 1	介護予防通所介護	株式会社千雅	H22.2.1
1172503201	デイサービスセンターわか さ	埼玉県所沢市若狭 1 丁目 2 9 3 1	通所介護	株式会社千雅	H22.2.1
1172600726	居宅介護支援みちくさ	埼玉県飯能市中居 1 1 0 番 地 3	居宅介護支援	恵株式会社	H22.2.1

1172800987	サカイ・ヘルスケアー入間店	埼玉県入間市下藤沢 7 3 7 - 1	特定介護予防福祉用具販売	株式会社サカイ・ヘルスケアー	H22.2.1
1172800987	サカイ・ヘルスケアー入間店	埼玉県入間市下藤沢 7 3 7 - 1	福祉用具貸与	株式会社サカイ・ヘルスケアー	H22.2.1
1172800987	サカイ・ヘルスケアー入間店	埼玉県入間市下藤沢 7 3 7 - 1	特定福祉用具販売	株式会社サカイ・ヘルスケアー	H22.2.1
1172800987	サカイ・ヘルスケアー入間店	埼玉県入間市下藤沢 7 3 7 - 1	介護予防福祉用具貸与	株式会社サカイ・ヘルスケアー	H22.2.1
1173102151	デイサービス「我がまゝ荘」別館	埼玉県熊谷市新堀 9 - 6	介護予防通所介護	有限会社紫藤	H22.2.1
1173102151	デイサービス「我がまゝ荘」別館	埼玉県熊谷市新堀 9 - 6	通所介護	有限会社紫藤	H22.2.1
1173201466	ことぶきケアステーション	埼玉県比企郡ときがわ町日影 2 8 6 - 1	居宅介護支援	有限会社ことぶきパラダイスホーム	H22.2.1
1173300789	エール・ケア東松山	埼玉県東松山市神明町 2 丁目 1 6 - 1 5	特定介護予防福祉用具販売	有限会社神澤商店	H22.2.1
1173300789	エール・ケア東松山	埼玉県東松山市神明町 2 丁目 1 6 - 1 5	介護予防福祉用具貸与	有限会社神澤商店	H22.2.1
1173300789	エール・ケア東松山	埼玉県東松山市神明町 2 丁目 1 6 - 1 5	特定福祉用具販売	有限会社神澤商店	H22.2.1
1173300789	エール・ケア東松山	埼玉県東松山市神明町 2 丁目 1 6 - 1 5	居宅介護支援	有限会社神澤商店	H22.2.1

1173300789	エール・ケア東松山	埼玉県東松山市神明町2丁目16-15	福祉用具貸与	有限会社神澤商店	H22.2.1
1174601300	デイサービスセンター ビッグベン	埼玉県深谷市武蔵野字流2405番1	通所介護	株式会社ウィンザー	H22.2.1
1174601300	デイサービスセンター ビッグベン	埼玉県深谷市武蔵野字流2405番1	介護予防通所介護	株式会社ウィンザー	H22.2.1
1174601318	ケアプラン ステップ	埼玉県深谷市武蔵野字流2405番1	居宅介護支援	株式会社ウィンザー	H22.2.1
1174800894	社会福祉法人みな福祉会 ケアハウス悠う湯ホーム	埼玉県秩父郡皆野町下日野沢3906-3	介護予防特定施設入居者生活介護	社会福祉法人みな福祉会	H22.2.1
1174800894	社会福祉法人みな福祉会 ケアハウス悠う湯ホーム	埼玉県秩父郡皆野町下日野沢3906-3	特定施設入居者生活介護	社会福祉法人みな福祉会	H22.2.1
1176000709	ライフパートナー	埼玉県坂戸市西坂戸5丁目7-19	訪問介護	株式会社ライフパートナー	H22.2.1
1176000709	ライフパートナー	埼玉県坂戸市西坂戸5丁目7-19	介護予防訪問介護	株式会社ライフパートナー	H22.2.1
1176300398	介護支援センター萌木	埼玉県日高市高富59番地18	居宅介護支援	合同会社萌木	H22.2.1
1153180037	熊谷・あおいホームケアサービス	埼玉県熊谷市善ヶ島1324-1	居宅介護支援	医療法人社団葵会	H22.3.1
1161990043	訪問看護ステーション くつろぎの家	埼玉県戸田市美女木1丁目29番45号	介護予防訪問看護	株式会社シルバー自立支援センター	H22.3.1

1161990043	訪問看護ステーション くつろぎの家	埼玉県戸田市美女木1丁目 29番45号	訪問看護	株式会社シルバー自立支援センター	H22.3.1
1170204364	デイサービスセンター ウェルハウス戸塚	埼玉県川口市戸塚4086	通所介護	株式会社ウェルハウス	H22.3.1
1170204364	デイサービスセンター ウェルハウス戸塚	埼玉県川口市戸塚4086	介護予防通所介護	株式会社ウェルハウス	H22.3.1
1170204372	なかよしヘルパーステーション	埼玉県川口市芝塚原2丁目 8番1号江袋ビル1階	訪問介護	株式会社ThreeQuarter	H22.3.1
1170204372	なかよしヘルパーステーション	埼玉県川口市芝塚原2丁目 8番1号江袋ビル1階	介護予防訪問介護	株式会社ThreeQuarter	H22.3.1
1170204380	リーシェ安行訪問介護ステーション	埼玉県川口市安行藤八 421-1	訪問介護	株式会社東日本福祉経営サービス	H22.3.1
1170204380	リーシェ安行訪問介護ステーション	埼玉県川口市安行藤八 421-1	介護予防訪問介護	株式会社東日本福祉経営サービス	H22.3.1
1170601239	ゆたか	埼玉県春日部市谷原新田字 袋前耕地2220番地	居宅介護支援	ゆたか株式会社	H22.3.1
1170801896	茶話本舗デイサービス越谷若葉	埼玉県越谷市東越谷6丁目 202番地5	通所介護	株式会社ウェルオフ	H22.3.1
1172701235	デイサービスおうえん	埼玉県狭山市上赤坂629 番地17	介護予防通所介護	株式会社おうえん	H22.3.1
1172701235	デイサービスおうえん	埼玉県狭山市上赤坂629 番地17	通所介護	株式会社おうえん	H22.3.1

1172800995	けあビジョン入間	埼玉県入間市豊岡 1 - 2 - 6	居宅介護支援	株式会社ビジュアルビジョン	H22.3.1
1173300797	訪問介護 心	埼玉県東松山市殿山町 2 3 番地 1 8	介護予防訪問介護	株式会社誠	H22.3.1
1173300797	訪問介護 心	埼玉県東松山市殿山町 2 3 番地 1 8	訪問介護	株式会社誠	H22.3.1
1173300805	介護老人保健施設東松山市総合福祉エリア	埼玉県東松山市松山 2 1 8 3 番地	介護予防短期入所療養介護	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.3.1
1173300805	介護老人保健施設東松山市総合福祉エリア	埼玉県東松山市松山 2 1 8 3 番地	介護予防通所リハビリテーション	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.3.1
1173300805	介護老人保健施設東松山市総合福祉エリア	埼玉県東松山市松山 2 1 8 3 番地	短期入所療養介護	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.3.1
1173300805	介護老人保健施設東松山市総合福祉エリア	埼玉県東松山市松山 2 1 8 3 番地	通所リハビリテーション	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.3.1
1173700673	居宅介護支援事業所 カワフジ	埼玉県行田市持田 2 4 2 0 番地	居宅介護支援	株式会社カワフジ	H22.3.1
1173700681	デイサービス みどりの丘イースト	埼玉県行田市大字長野 9 2 6 番地 2	通所介護	株式会社みどりの丘	H22.3.1
1173700681	デイサービス みどりの丘イースト	埼玉県行田市大字長野 9 2 6 番地 2	介護予防通所介護	株式会社みどりの丘	H22.3.1
1173800598	株式会社 エミール加須訪問入浴介護事業所	埼玉県加須市花崎 1 丁目 2 1 - 1 2	訪問入浴介護	株式会社エミール介護センター	H22.3.1

1173800598	株式会社 エミール加須訪問入浴介護事業所	埼玉県加須市花崎1丁目 21-12	介護予防訪問入浴介護	株式会社エミール介護センター	H22.3.1
1174300911	さとのいえ	埼玉県本庄市児玉町小平 141番地	通所介護	小畠株式会社	H22.3.1
1174300911	さとのいえ	埼玉県本庄市児玉町小平 141番地	介護予防通所介護	小畠株式会社	H22.3.1
1174501369	ケアビジョン寄居	埼玉県大里郡寄居町富田1 730-13 メゾンラ・ク ール306号室	介護予防訪問介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H22.3.1
1174501369	ケアビジョン寄居	埼玉県大里郡寄居町富田1 730-13 メゾンラ・ク ール306号室	訪問介護	株式会社ビジュアルビジョ ン	H22.3.1
1175101193	デイサービス だいたい さかえ	埼玉県新座市栄5-4-4	介護予防通所介護	株式会社パルランドケア	H22.3.1
1175101193	デイサービス だいたい さかえ	埼玉県新座市栄5-4-4	通所介護	株式会社パルランドケア	H22.3.1
1175700572	グッドタイムリビング埼玉 蓮田	埼玉県蓮田市山ノ内2番地 41	特定施設入居者生活 介護	オリックス・リビング株式会 社	H22.3.1
1175700572	グッドタイムリビング埼玉 蓮田	埼玉県蓮田市山ノ内2番地 41	介護予防特定施設入 居者生活介護	オリックス・リビング株式会 社	H22.3.1

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項、第八十二条第二項、
第百十五条の五第二項の規定により、次のサービス提供事業者から事業の廃止の届
出があった。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	事業所名称 (施設名称)	事業所所在地 (施設所在地)	サービスの種類	事業者の名称又は氏名 (開設者の名称又は氏名)	廃止年月日
1174300580	ワールド21ヘルパーステーション	埼玉県本庄市東台1-1-6	介護予防訪問介護	株式会社 ワールド21	H22.1.5
1174300580	ワールド21ヘルパーステーション	埼玉県本庄市東台1-1-6	訪問介護	株式会社 ワールド21	H22.1.5
1114301032	本庄総合病院	埼玉県本庄市北堀字新田原1780	居宅介護支援	医療法人本庄福島病院	H22.1.15
1171601261	リハヴィレッジ 上尾	埼玉県上尾市菅谷1-24	介護予防通所介護	株式会社和光精機	H22.1.31
1171601261	リハヴィレッジ 上尾	埼玉県上尾市菅谷1-24	通所介護	株式会社和光精機	H22.1.31
1172502773	ふぁみりーケアサービス	埼玉県所沢市小手指町2丁目13番4号2階	居宅介護支援	株式会社ライトスター	H22.1.31
1172502773	ふぁみりーケアサービス	埼玉県所沢市小手指町2丁目13番4号2階	訪問介護	株式会社ライトスター	H22.1.31
1172502773	ふぁみりーケアサービス	埼玉県所沢市小手指町2丁目13番4号2階	介護予防訪問介護	株式会社ライトスター	H22.1.31
1176501912	在宅ケアセンターきらめいと川口レンタルサービス	埼玉県川口市弥平二丁目2番10号	福祉用具貸与	株式会社日本医療事務センター	H22.1.31
1176501912	在宅ケアセンターきらめいと川口レンタルサービス	埼玉県川口市弥平二丁目2番10号	特定介護予防福祉用具販売	株式会社日本医療事務センター	H22.1.31
1176501912	在宅ケアセンターきらめいと川口レンタルサービス	埼玉県川口市弥平二丁目2番10号	特定福祉用具販売	株式会社日本医療事務センター	H22.1.31

1176501912	在宅ケアセンターきらめいと川口レンタルサービス	埼玉県川口市弥平二丁目2番10号	介護予防福祉用具貸与	株式会社日本医療事務センター	H22.1.31
1174600740	野の花居宅介護支援事業所	埼玉県深谷市東方1275-1	居宅介護支援	医療法人社団勝医会	H22.2.7
1171300195	伊奈ハッピー介護サービス有限会社	埼玉県北足立郡伊奈町栄5丁目157番地	通所介護	伊奈ハッピー介護サービス有限会社	H22.2.14
1171300195	伊奈ハッピー介護サービス有限会社	埼玉県北足立郡伊奈町栄5丁目157番地	介護予防通所介護	伊奈ハッピー介護サービス有限会社	H22.2.14
1170800914	有料老人ホーム サニーライフ越谷	埼玉県越谷市赤山町3-197-1	居宅介護支援	株式会社川島コーポレーション	H22.2.15
1161690031	訪問看護ステーションひまわりさん上尾	埼玉県上尾市地頭方字北谷421番地1	介護予防訪問看護	医療法人一心会	H22.2.28
1170202301	川口前川 明生苑	埼玉県川口市前川町3-653	短期入所生活介護	株式会社明昭	H22.2.28
1170202301	川口前川 明生苑	埼玉県川口市前川町3-653	介護予防短期入所生活介護	株式会社明昭	H22.2.28
1173100858	熊谷西デイサービスセンター ~上之編~	埼玉県熊谷市上之1100-93	介護予防通所介護	有限会社地域福祉整備センター	H22.2.28
1173100858	熊谷西デイサービスセンター ~上之編~	埼玉県熊谷市上之1100-93	通所介護	有限会社地域福祉整備センター	H22.2.28
1173200955	よしの佐久良デイサービス	埼玉県比企郡ときがわ町田中380-1	通所介護	よしの佐久良有限会社	H22.2.28

1173200955	よしの佐久良デイサービス	埼玉県比企郡ときがわ町田中380-1	介護予防通所介護	よしの佐久良有限会社	H22.2.28
1173300417	総合福祉エリア訪問リハビリセンター	埼玉県東松山市松山2183番地	訪問リハビリテーション	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.2.28
1173300417	総合福祉エリア訪問リハビリセンター	埼玉県東松山市松山2183番地	介護予防訪問リハビリテーション	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.2.28
1173300425	東松山市総合福祉エリアデイサービスセンター	埼玉県東松山市松山2183番地	介護予防通所介護	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	H22.2.28

告示

埼玉県告示第三百六十八号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十二年三月十一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	有効期限
医療法人健寿会北條胃腸科 外科	川口市川口六丁目九番四八号	平成二十五年三月十日
医療法人千葉外科病院	川口市原町四番四一号	同右
医療法人厚和会河合病院	川口市領家三丁目六番七号	同右
医療法人社団輔正会岡村記念クリニック	日高市栗坪二三〇番地一	同右
医療法人慈桜会瀬戸病院	所沢市金山町八番六号	同右
医療法人社団清心会至聖病院	狭山市下奥富一二二一番地	同右
三浦病院	富士見市下南畑三一六六番地一	同右
医療法人実幸会栗原医院	富士見市羽沢一丁目三三番地二八号	同右
埼玉医療生活協同組合皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野二〇三一番地一	同右
本庄総合病院	本庄市大字北堀一七八〇番地	同右
あねとす病院	深谷市人見一九七五番地	同右
医療法人一心会蓮田一心会病院	蓮田市本町三番一七号	同右
医療法人社団全仁会越谷北病院	越谷市千間台西二四六	同右
医療法人道心会埼玉東部循環器病院	越谷市大沢三一八七番地一	同右

<p>越谷ハートフルクリニック 医療法人三愛会三愛会総合病院 秋谷病院 高梨医院 医療法人社団関心会関本記念病院</p>	<p>越谷市川柳町三丁目五〇番地一 三郷市彦成三丁目七番一七号 幸手市中四丁目一四番四一号 さいたま市浦和区高砂一丁目八番一〇号 川越市大字今福一六七三番地一</p>	<p>平成二十五年三月十日 同右 同右 同右 同右 同右</p>
--	---	--

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用土地利用地区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	田 村 啓	児玉郡神川町大字関口八一番地一

告示

埼玉県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
神鳥荻島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	坂田修一	羽生市大字北荻島七一〇番地
同	塩原衛	同 喜右工門新田三七三番地一
同	戸ヶ崎清二	同 中手子林二一五九番地
同	中澤勝一	同 喜右工門新田一三二六番地
同	塩原隆夫	同 同 一五〇四番地イ号
同	中田時夫	同 同 二六七番地
同	駒澤信克	同 北荻島一四五番地
同	宇野木啓	同 同 六九二番地
同	片山晃	同 中手子林六六一番地一
同	小菅純一	同 喜右工門新田一五二六番地
同	須永定行	同 同 一四五六番地
同	須藤洋一	同 同 一〇五四番地
監事	松本雄二	同 同 一〇九二番地一
同	五月女公一	同 同 今泉一二七四番地
同	北照雄	同 同 北荻島七九〇番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	岡田覺	羽生市大字喜右工門新田一三三〇番地
同	金久保明宏	同 同 北荻島四〇〇番地一
同	坂田修一	同 同 七一〇番地
同	塩原衛	同 同 喜右工門新田三七三番地
同	久保田一郎	同 同 一四九二番地
同	須藤洋一	同 同 一〇五四番地
同	安部安雄	同 同 北荻島四三三番地
同	須永定行	同 同 喜右工門新田一四五六番地

同	同	同	同	同	同	理
田	北	監	同	同	同	事
次		事	片	長	秋	小
正	義	松	山	島	山	久
作	雄	本	晃	正	政	保
		雄	二	行	義	晴
		二	晃	行	義	市
同	同	同	同	同	同	羽
同	同	同	同	同	同	生
今	北	喜	中	北	同	市
泉	荻	右	手	荻	同	大
一	島	工	子	島	同	字
二	七	門	林	六	同	喜
四	九	新	六	六	同	右
五	三	田	一	七	同	工
番	番	一	番	番	同	門
地	地	〇	地	地	一	新
		九	一	一	五	田
		二	番	番	五	三
		番	地	地	一	番
		地	一	一	番	地
		一	番	番	地	

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十二年二月五日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六七九号	混合有機質肥料	グリーンKBS	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社コバヤシユニオン 東京都板橋区前野町二丁目7番4号
埼玉県第 六八〇号	混合有機質肥料	グリーンKBM	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社コバヤシユニオン 東京都板橋区前野町二丁目7番4号
埼玉県第 六八一号	混合有機質肥料	グリーンKB L	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社コバヤシユニオン 東京都板橋区前野町二丁目7番4号

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年二月五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 六六四号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	混合有機質肥料42号
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり
登録の有効期限	平成 二十五年 二月十五日
生産業者の氏名 又は名称及び住所	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年二月十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>登録番号</p> <p>埼玉直第 四六七号</p>	
<p>肥料の種類</p> <p>炭酸カルシウム肥料</p>	
<p>肥料の名称</p> <p>55武甲炭酸カルシウム 肥料</p>	
<p>保証成分量(%) その他の規格</p> <p>アルカリ分 五五・〇 その他の制限事項は、公 定規格のとおり</p>	
<p>登録の有効期限</p> <p>平成二十八年二月二十四日</p>	
<p>生産業者の氏名 又は名称及び住所</p> <p>秩父石灰工業株式会社 東京都中央区新川一丁目8番6号</p>	

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

平成二十二年埼玉県告示第八十七号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十二年二月二十六日終了した旨測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

平成二十一年埼玉県告示第千六百七十八号で公示した公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量原図作成）は、平成二十二年二月二十六日終了した旨測量計画機関の長である深谷市長小島進から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

平成二十一年埼玉県告示第千四十八号で公示した基本測量（ジオイド測量）は、平成二十二年二月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 一六 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

狭山市大字笹井六八七 二 外一三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一三八六・七立方メートル

浸透効果量 〇・〇二六立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

入間市から入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十号

行田市から行田市都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年二月四日から

平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

鷲宮町大字西大輪字水口、字原、字杉内、字下出、字宿、字外野前、字川原、
字古川の各一部

鷲宮町大字東大輪字新道、字明德、字中島、字浅間下の各一部

鷲宮町大字外野字中島、字前、字深田の各一部

四 事務所の所在地

北葛飾郡鷲宮町桜田一丁目四番四

五 設立認可の年月日

昭和五十八年二月四日

六 変更認可の年月日

平成二十二年三月十二日

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

志木市西原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年三月六日から

平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

志木市幸町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、館一丁目の各一部

四 事務所の所在地

志木市幸町三丁目五番二八号

五 設立認可の年月日

昭和五十九年三月六日

六 変更認可の年月日

平成二十二年三月十二日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

和光志木線	路線名
朝霞市浜崎三丁目四〇番地から同市浜崎三丁目二八番地まで	供用開始の区間
平成二十二年三月十二日	供用開始の期日
平成二十一年七月三十一日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一・二八・五メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	上 尾 市 大 字 上 字 町 谷 九 四 番 二 地 先 か ら 同 市 大 字 上 字 町 谷 一 八 〇 番 地	区 間
九 ・ 三 〇 〽 一 三 ・ 八 八	八 ・ 二 〇 〽 九 ・ 五 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
六 六 〇 ・ 〇 三		延 長 (メ ー ト ル)
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (街 路) 事 業		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
ツ山八五五番一地先まで	上尾市大字原市字七番耕地一三三三番七地先から同市大字平塚字八	区 間
七・八〇〇六八・七〇	八・三〇〇三九・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三三・〇九	九九六・四二	延 長 (メートル)
との重複箇所がある。	との重複箇所がある。新Bのうち一部区間は、上尾蓮田線	備 考

社会資本整備総合

交付金(改築)事業。

旧新Aのうち一部

区間は、上尾環状線

との重複箇所があ

る。新Bのうち一部

区間は、上尾蓮田線

との重複箇所があ

る。

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 県道川越栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
荷二八八三番一地先まで	桶川市大字川田谷字稻荷二八二〇番一 地先から同市大字川田谷字稻	区 間
二五・〇八〇三六・〇〇	二五・〇八〇三六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	七〇・〇〇	延 長 (メートル)
ある	県道さいたま鴻巣線との重複箇所	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

川越栗橋線	路線名
桶川市大字川田谷字稻荷二八二〇番 一地从り同市大字川田谷字稻荷二 八八三番一地从りまで	供用開始の区間
平成二十二年三月十二日	供用開始の期日
延長七〇・〇〇 メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 県道さいたま鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
荷二八八四番一地先まで	桶川市大字川田谷字稻荷二八九八番一地先から同市大字川田谷字稻	区 間
二五・〇八〇三六・〇〇	二五・〇八〇三六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
七〇・〇〇		延 長 (メートル)
の重複箇所である	県道川越栗橋線と	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 日高川島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
保谷字元宿三六八番一地先まで	比企郡川島町大字三保谷字尾崎二 四一番一地先から同郡同町大字三	区 間
九・七五〇一七・六〇	七・二五〇一三・二〇	敷地の幅員 (メートル)
三五二・一五		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎

百二十五号	路線名
地先から同市大字小松字悪戸二二番一 地先まで	供用開始の区間
平成二十二年三月十五日	供用開始の期日
延長二七〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

一 道路の種類 県道

二 道路線名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
久喜市大字下早見字内谷一八〇七番六 地先から同市大字下早見字大谷一六四 九番一地先まで			区 間
一〇・〇〇〇 一八・八〇	一七・七〇〇 二六・七〇	一七・七〇〇 二四・九〇	敷地の幅員 (メートル)
五七五・八〇	三八七・五〇		延 長 (メートル)
備前堀橋架け替え工事に伴う迂回路の設置			備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年三月一日

指令熊建セ第二 四四一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月四日

熊建セ第二 四十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字琴寄字西裏八六六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北足立郡伊奈町大字小室五六五三番地ニリライアブルパレス 三 二 小林

正和

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年九月十八日

指令熊建セ第二一 四三 号

二 検査済証番号

平成二十二年三月三日

熊建セ第百五十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字砂原字島田一 三九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市浜町三 三一 株式会社岡不動産 代表取締役 岡 善保

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令熊建セ第二一 五一 号

二 検査済証番号

平成二十二年三月九日

熊建セ第百五十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字琴寄字北主税二五 八番四、二五 八番五、二五 八番

六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字琴寄二五 八番地五 飯塚 小松

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年三月五日

指令熊建セ第二一 四八一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月九日

熊建セ第百五十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字阿佐間字芝二三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字旗井二 九九番地一 デイアタウンA一 三 田中 勝 利

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令越建セ第二一〇一五一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月五日

第四三八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字西二四八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字上川崎三一二番地二

川瀬 敏行

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年三月十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則について

ロ 教職員の人事について

ハ その他

告示

埼玉県教委告示第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として、平成二十二年三月十二日付けで次のとおり指定した。

平成二十二年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

- 一 技能教育のための施設の名称
 - クラーク高等学院所沢校（埼玉県所沢市大字北秋津七百八十八番地の三）
- 二 クラーク記念国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	ビジネス基礎	商品と流通	情報処理
連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目	ビジネス基礎	商品と流通	情報処理

告 示

埼玉県教委告示第七号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十二年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 廃止する技能教育のための施設の名称

二 国際高等学院（埼玉県草加市栄町三 四 十一）

二 廃止年月日

平成二十二年三月三十一日

告 示

埼玉県公安委員会告示第65号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提示日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月12日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

別表を次のように改める。

別表

申請書、届出書及び申込書の別	受付区分	日 時	場 所
<p>運転免許 申請書</p> <p>技能検査 申請書</p> <p>限定解除 審査申請 書</p>	<p>(1) 道路交通法 (昭和35年法律 第105号) 第97 条の2の規定に より技能試験及 び学科試験を免 除される者が運 転免許を申請す るとき。</p> <p>(2) 道路交通法第 91条の規定によ り運転すること ができる自動車 等の種類を限定 された者でその 限定の全部又は 一部の解除を受 けるもの及び自 動車等を運転す ることについて 必要な条件を変 更する者のう ち、技能審査を 受けないものが 限定解除審査又 は条件変更(眼 鏡等を変更する べきこととする 条件変更を除 く。)審査を申 請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の 午後1時から午後1時45分まで の間。ただし、国民の祝日に関 する法律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日及び12月29 日から翌年の1月3日までの日 を除く。</p>	<p>埼玉県警察運 転免許センタ ー (埼玉県鴻巣 市鴻巣405番地 4)</p>
	<p>道路交通法第91 条の規定により眼 鏡等を使用すべ きこととする条件 変更を申請すと き。</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の 午前8時30分から正午まで及び 午後1時から午後5時までの 間。ただし、国民の祝日に関す る法律に規定する休日及び12月 29日から翌年の1月3日までの 日を除く。</p>	

	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署（鴻巣警察署を除く。）</p>
<p>道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。</p>	<p>火曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
<p>(1) 道路交通法第89条第2項の規定による技能検査を申請するとき。 (2) 前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	
<p>運転免許証再交付申請書</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>

<p>運転免許証更新申請書</p> <p>運転免許証の更新期間前における免許証の更新申請書</p>	<p>次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者</p> <p>(3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p> <p>(4) 道路交通法施行規則第38条第11項ただし書に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署（鴻巣警察署を除く。）</p>
		<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
	<p>前記受付区分に該当しない者が運転免許証の更新を申請するとき。</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後2時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	

	<p>次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察国外運転免許センター</p> <p>(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>	
<p>経由申請書</p>	<p>道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者が運転免許証の更新を申請するとき。</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター</p> <p>(埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>	
<p>運転免許証取消申請書</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署 (鴻巣警察署を除く。)</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター</p> <p>(埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>

運転経歴証明書交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
国外運転免許証交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4） 埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
運転免許証記載事項変更届	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）

		<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
	<p>国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の記載事項の変更の届出をするとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）</p>
<p>再試験受験申込書</p>		<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>

告示

埼玉県選管告示第三十二号

平成二十二年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、三九六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇三六、六三一

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、四五九
南第二区	一三四、一一〇
南第三区	二二、七五一
南第四区	三六、八九一
南第五区	二九、五七八
南第六区	四一、六八〇
南第七区	二五、五六六
南第八区	二五、一一六
南第九区	三九、〇三八
南第十区	四六、二四五
南第十一区	二九、一一五

南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
南第二十三区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区

三〇、六〇九人
六〇、八一六人
三一、四八六人
一九、一九五人
三〇、二九一人
一九、〇八三人
四二、六〇八人
一九、三六八人
三一、二七九人
一六、五九七人
三四、〇五八人
二〇、六二八人
九二、七五一人
四〇、四八二人
二二、六七八人
四三、二二四人
一五、四七一人
二八、六六六人
二三、一二四人
九一、五一一人
一五、五八八人
一三、七〇〇人
二七、二三四人
一八、七七五人
一一、〇九四人
二四、〇七二人
二七、三二七人
一八、八一五人
一二、六七四人
一五、二九一人
二一、六〇七人
四九、二八七人
五五、四一六人
二三、七六四人

東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一五、三〇三人
一八、五四四人
一五、三六三人
一九、五〇一人
一七、六七〇人
二八、七五三人
五五、〇一人
八六、九二九人
二一、五七七人
三五、三九五
一七、三二五人
一五、〇八二人
三一、五一七人
一七、〇八三人

